

NO_x・PM 低減装置認定制度にかかる装置が装着可能なエンジンの範囲のガイドラインについて

1. 目的

申請に際して、1つの排出ガス試験結果に対し、当該装置を装着することが可能なエンジンの範囲に関しガイドラインを定める。

2. 装着可能な車両と試験車両

装着可能な車両は、以下に示す原動機等の仕様条件をすべて満たす車両群に装着可能と判定する。

- (1) 燃焼サイクル(2ストローク、4ストローク、ロータリー等)が試験車両と同一であること
- (2) 冷却方式(空冷、水冷、油冷)が試験車両と同一であること
- (3) 試験車両と総排気量の差が15%を超えないこと
- (4) 吸気方式(過給気の有無等)が試験車両と同一であること
- (5) 燃料(軽油、ガソリン、天然ガス、LPG、水素、DME等)が試験車両と同一であること
- (6) 燃焼室形式(副室式、直噴式等)が試験車両と同一であること
- (7) 点火方式(火花点火、圧縮点火)が試験車両と同一であること
- (8) 吸排気部の構造(弁、ポート)、1気筒あたりの数が試験車両と同一であること
- (9) 燃料供給方式(列型、分配型等)が試験車両と同一であること
- (10) その他装置(EGRの有無等)が、試験車両と同一であること
- (11) エンジンの制御方式(ECUの有無等)が試験車両と同一であること
- (12) 自動車に元から装着されている後処理装置の種類(酸化触媒、三元触媒、他の装置)が試験車両と同一であること
- (13) 排出ガス識別記号(U, KC等)が試験車両と同一であること
- (14) 試験車両のメーカーと同一メーカーであること

なお、上記の項目を満たさない場合であっても、排出ガス性能が試験車両と同等以上であることが認められる場合には、装着可能と判定する。